

社会福祉法人明照協会 役員・評議員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照協会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）が、当法人の行う第一種・第二種社会福祉事業を円滑且つ柔軟に運営するため、視察や会議、研修のため当地を離れ出張に要する費用の支給を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 常勤・非常勤を問わず、第1条のための費用として支給する。但し、施設から重複して旅費を支払うことは出来ない。

(費用)

第3条 役員等へ支払う旅費等は下記の表の通りとする。

(1) 旅費・宿泊費

鉄道・バス・ 航空機・船舶	自家用車	宿泊費	
		甲地方	乙地方
実費	1 km 30 円	20,000 円	15,000 円

※甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市をいう。

(2) 日当

距離	区分	理事・監事	評議員
	片道 0 km以上～50 km未満		5,000 円
片道 50 km以上～100 km未満		8,000 円	6,000 円
片道 100 km以上		12,000 円	10,000 円

附則

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。